

略	略
(6) 略	(6) 略

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(環境保全課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第17号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月30日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和52年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） 給料の特別調整額表				別表第1（第2条関係） 給料の特別調整額表			
組織の区分		職		組織の区分		職	
略		略		略		略	
警察	本部	略	略	警察	本部	略	略
		総括参事官（警務課の課長であるものを除く。） 参事官（首席監察官並びに会計課、捜査第一課、 <u>運輸免許管理課及び警備第二課</u> の課長であるものに限る。） 組織犯罪対策統括官	略			総括参事官（警務課の課長であるものを除く。） 参事官（首席監察官並びに会計課、捜査第一課 <u>及び運輸免許管理課</u> <u>の</u> 課長であるものに限る。） 組織犯罪対策統括官	略
警察	本部	課長 機動警察隊長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 科学捜査研究所長 監察官 監査官 調査官（警務課、会計課、生活安全企画課、地域課、刑事総務課、捜査第一課、組織犯罪対策第一課、交通企画課、 <u>運輸免許管理課、</u> 警備企画課 <u>及び警備第</u>	略	警察	本部	課長 機動警察隊長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 科学捜査研究所長 監察官 監査官 調査官（警務課、会計課、生活安全企画課、地域課、刑事総務課、捜査第一課、組織犯罪対策第一課、交通企画課、 <u>運輸免許管理課</u> <u>及び警備</u>	略
		二課の課長であるものに限る。） 組織犯罪対策統括官	略			及び警備第二課の課長であるものに限る。） 組織犯罪対策統括官	略

		二課の次長であるものに限る。)				の次長であるものに限る。)	
		略	略			略	略
	略	略	略		略	略	略
略				略			

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

栃木県人事委員会規則第18号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月30日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和29年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基本手当に相当する退職手当の支給)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による基本手当に相当する退職手当の支給については、<u>第14条第13項</u>に規定する支給申請書の提出を受けた後、速やかに行うものとする。</p> <p>(失業者の退職手当の支給手続)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第12条第1項の_____申出は、別記様式第6に定める<u>受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の第13条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>6 前項の_____申出は、<u>当該申出に係る者が条例第12条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>7 前項ただし書の場合における第5項の_____申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</p> <p><u>8 第6項ただし書の場合における第5項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明す</u></p>	<p>(基本手当に相当する退職手当の支給)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による基本手当に相当する退職手当の支給については、<u>第14条第8項</u>に規定する支給申請書の提出を受けた後、速やかに行うものとする。</p> <p>(失業者の退職手当の支給手続)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第12条第1項の<u>規定による</u>申出は、別記様式第6に定める<u>受給期間延長申請書</u>に_____<u>受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。</u></p> <p>6 前項に規定する申出は、_____条例第12条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>7 前項ただし書の場合における第5項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。</p>

ることができる書類を添えなければならない。

9 任命権者は、第5項の 申出をした者が
条例第12条第1項に規定する理由に該当すると認
めたときは、その者に別記様式第7に定める受給
期間延長等通知書を交付しなければならない。こ
の場合（第5項ただし書の規定により受給資格証
を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）
において、任命権者は、受給資格証に必要な事項
を記載した上、返付しなければならない。

10 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付
を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場
合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出る
とともに、当該各号に掲げる書類を提出しなけれ
ばならない。この場合において、任命権者は、提
出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付
しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記
載内容に重大な変更があった場合 交付を受け
た受給期間延長等通知書

(2) 条例第12条第1項に規定する理由がやんだ場
合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受
給資格証

11 第5項の申出は、代理人に行わせることができ
る。この場合において、代理人は、その資格を証
明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権
者に提出しなければならない。

12 前項の規定は、第10項の場合及び第6項ただし
書の場合における第5項の申出に、第5項ただし
書の規定は、第10項の場合について準用する。

13・14 略

15 任命権者は、第13項の支給申請書を受理したと
きは、雇用保険法第19条及び第32条から第34条ま
での規定による給付制限等の例により、給付制限
等を行うべき事実の有無を確認し、基本手当に相
当する退職手当を支給しなければならない。

（条例第12条第4項に規定する人事委員会規則で
定める事業）

第14条の2 条例第12条第4項に規定する人事委員
会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該
当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し
始めた日から起算して、30日を経過する日が、
条例第12条第1項に規定する雇用保険法第20条
第1項を適用した場合における同項各号に掲げ
る受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める
期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資
格者が第17条第1項に規定する就業手当又は再
就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格
者が自立することができないと任命権者が認め

8 任命権者は、第5項に規定する申出をした者が
条例第12条第1項に規定する理由に該当すると認
めたときは、その者に別記様式第7に定める受給
期間延長通知書を交付するとともに、

受給資格証に必要な事項
を記載し、返付しなければならない。

9 前項の規定により受給期間延長通知書 の交付
を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場
合には、速やかに その旨を任命権者に届け出る
とともに、当該各号に掲げる書類を提出しなけれ
ばならない。この場合において、任命権者は、提
出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付
しなければならない。

(1) 受給期間延長申請書 の記
載内容に重大な変更があった場合 受給期間延
長通知書

(2) 条例第12条第1項に規定する理由がやんだ場
合 受給期間延長通知書 及び受
給資格証

10・11 略

12 任命権者は、第10項の支給申請書を受理したと
きは、雇用保険法第19条及び第32条から第34条ま
での規定による給付制限等の例により、給付制限
等を行うべき事実の有無を確認し、基本手当に相
当する退職手当を支給しなければならない。

たもの

(条例第12条第4項に規定する人事委員会規則で定める職員)

第14条の3 条例第12条第4項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第12条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第14条の4 条例第12条第4項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、別記様式第6に定める受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第12条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第12条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第12条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に別記様式第7に定める受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第14条第5項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第12条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第14条第11項の規定は、特例申出及び前項の場

合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、同条第5項ただし書の規定は、第1項及び前項の場合に、同条第7項及び第8項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第15条 受給資格者は、雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに別記様式第9に定める公共職業訓練等受講届及び別記様式第10に定める公共職業訓練等通所届に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第14条第5項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 略

3 受給資格者は、条例第12条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、別記様式第11に定める技能習得手当、寄宿手当支給申請書及び別記様式第12に定める公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第14条第5項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 略

(条例第12条第10項第2号に規定する人事委員会規則で定める者)

第15条の2 略

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第16条 受給資格者は、条例第12条第11項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、別記様式第13に定める傷病手当に相当する退職手当支給申請書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。第14条第5項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 略

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第17条 受給資格者は、条例第12条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第13の2による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14による再就職手当

第15条 受給資格者は、雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに別記様式第9に定める公共職業訓練等受講届及び別記様式第10に定める公共職業訓練等通所届に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 略

3 受給資格者は、条例第12条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、別記様式第11に定める技能習得手当、寄宿手当支給申請書及び別記様式第12に定める公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。

4 略

第15条の2 略

第16条 受給資格者は、条例第12条第11項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、別記様式第13に定める傷病手当に相当する退職手当支給申請書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 略

第17条 受給資格者は、条例第12条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第13の2による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14による再就職手当

に相当する退職手当支給申請書に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の2による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の3による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第12条第11項第5号の規定による退職手当にあっては別記様式第15による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第16による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第16の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第16の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 略

（準用等）

第18条 条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給手続については、第14条第1項、第3項、第4項、第13項及び第14項並びに前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「次項に規定する失業の証明を受けた後、遅滞なく」とあるのは「任命権者が定めた日に」と読み替えるものとする。

2 条例第12条第7項又は第8項の規定による退職手当の支給手続については、第14条第1項、第3項、第4項、第13項及び第14項並びに前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「次項に規定する失業の証明を受けた後、遅滞なく」とあるのは「任命権者が定めた日に」と読み替えるものとする。

に相当する退職手当支給申請書に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の2による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては別記様式第14の3による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、条例第12条第11項第5号の規定による退職手当にあっては別記様式第15による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第16による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第16の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては別記様式第16の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2 略

（準用等）

第18条 条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給手続については、第14条第1項、第3項、第4項、第10項及び第11項並びに前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「次項に規定する失業の証明を受けた後、遅滞なく」とあるのは「任命権者が定めた日に」と読み替えるものとする。

2 条例第12条第7項又は第8項の規定による退職手当の支給手続については、第14条第1項、第3項、第4項、第10項及び第11項並びに前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「次項に規定する失業の証明を受けた後、遅滞なく」とあるのは「任命権者が定めた日に」と読み替えるものとする。

別記様式第6及び別記様式第7を次のように改める。

別記様式第6 (第14条、第14条の4関係)

受給期間延長等申請書

①申請者	氏名		受給資格証番号	
	住所又は居所			
②退職年月日	年 月 日			
③この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()			
④③のアの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
⑤職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
上記のとおり申請します。 年 月 日 様 申請者氏名				
※処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			

注意事項

- 1 この申請書は、任命権者に受給資格証を添えて提出すること。
- 2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- 3 ※印欄には、受給資格者において記載しないこと。

別記様式第7 (第14条、第14条の4関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 任命権者 (印)			

注意事項

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第9(表面)中

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適用訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---

を

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適用訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---	---

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。
- この規則の施行の際現に交付され、又は提出されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する規則別記様式第6、別記様式第7及び別記様式第9の規定による書類は、それぞれこの規則による改正後の職員の退職手当に関する規則別記様式第6、別記様式第7及び別記様式第9の規定によるものとみなす。